■■年■月■日

学 術 指 導 申 請 書

公立大学法人大阪

理事長　様

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 申請者（委託元機関の代表者） | |
|  | 所　在　地 |  |
|  | 法　人　名 |  |
|  | 役職・氏名 |  |

　学術指導を委託したいので、大阪公立大学及び大阪公立大学工業高等専門学校受託研究規程第４条の規定により、下記のとおり申請します。

記

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **1.指導題目** |  | | | | |
| **2.指導目的** |  | | | | |
| **3.指導内容** |  | | | | |
| **4.指導実施場所** | 大阪公立大学大学院　▲▲研究科 | | | | |
| **5.指導期間** | ■■年■月■日～■■年■月■日 | | | | |
| **6.指導担当者** | 氏名 | | 所属・職名 | | |
|  | |  | | |
| **7.指導料（内税）** | 円 | | | | ※1 |
| うち、間接経費　　　　　　　　　　　　円 | | | | ※2 |
| ※1指導料総額  ※2大学等の管理に要する経費【指導料総額×15％】＊千円未満を切り捨て直接経費に加算する取り扱い可 | | | | | |
| **8.その他必要事項** | 別途、学術指導契約書（案）のとおり | | | | |
| **9.委託元機関の担当者連絡先** | | | | | |
| 所　在　地 | 〒 | | | | |
| 法　人　名 |  | | | | |
| 部　署　名 |  | | | | |
| 役職・氏名 |  | | | | |
| 電　　　話 |  | E-mail | |  | |

|  |  |
| --- | --- |
| **10.その他確認事項**（文部科学省「産学連携等実施状況調査」等に利用いたします） | |
| ① 企業の規模について、どちらか1つを選択してください。 | |
| 大企業　　　 中小企業　　　 企業ではない | |
| ※ 中小企業とは、「中小企業基本法」（昭和38年法律第154号）第2条に定める「中小企業者」を指します。具体的には、下記の資本金または従業員数の基準を満たすものをいいます。  製造業その他…資本金3億円以下、従業員300人以下　卸売業…資本金1億円以下、従業員100人以下  サービス業…資本金5千万円以下、従業員100人以下　小売業…資本金5千万円以下、従業員50人以下 | |
| ② 企業の属性について、それぞれ該当があればチェックしてください。 | |
| 大阪公立大学認定ベンチャー企業である | |
| 外国企業である | |
| ※ 外国企業とは、外国において設立された法人の支店、営業所などで、会社法（平成17年法律第86号）の規定により日本で登記したものをいいます。 | |
| 外資系企業である | |
| ※ 外資系企業は、以下のいずれかを満たしている企業をいいます。  ① 外国投資家が、株式又は持分の3分の1超を所有している企業であって、外国側筆頭出資者の出資比率が10%以上である企業  ② 外国投資家が株式又は持分の3分の1超を所有している国内法人が出資する企業であって、外国投資家の直接出資比率及び間接出資比率の合計が、当該企業の株式又は持分の3分の1超となり、かつ、外国側筆頭出資者の出資比率が10%以上である企業  ・外国投資家とは、本調査においては非居住者である個人、外国法令に基づいて設立された法人その他の団体又は外国に本社を有する法人その他の団体をいいます。  ・直接出資比率とは、資本金又は出資金総額に占める外国投資家の株式又は持分の比率です。間接出資比率とは、外国投資家の国内法人への出資比率に国内法人からの当該企業への出資比率を乗じたものです。 | |
| ③ 契約課題の属性ついて、いずれか1つを選択してください。 | |
| ライフサイエンス　　 情報通信　　 環境　　 物質・材料　　 ナノテクノロジー  エネルギー　　 宇宙開発　　 海洋開発　　 その他 | |
| ④ 契約課題と関連のあるSDGsについて、選択してください（複数選択可能）。 | |
| １ 貧困をなくそう | ２ 飢餓をゼロに |
| ３ すべての人に健康と福祉を | ４ 質の高い教育をみんなに |
| ５ ジェンダー平等を実現しよう | ６ 安全な水とトイレを世界中に |
| ７ エネルギーをみんなに、そしてクリーンに | ８ 働きがいも経済成長も |
| ９ 産業と技術革新の基盤をつくろう | 10 人や国の不平等をなくそう |
| 11 住み続けられるまちづくりを | 12 つくる責任　つかう責任 |
| 13 気候変動に具体的な対策を | 14 海の豊かさを守ろう |
| 15 陸の豊かさも守ろう | 16 平和と公正をすべての人に |
| 17 パートナーシップで目標を達成しよう |  |
| ※ SDGsの詳細は、[こちら](https://www.unic.or.jp/activities/economic_social_development/sustainable_development/sustainable_development_goals/)（国際連合広報センター（UNIC）ホームページ）をご覧ください。 | |